

吹田市郵便入札について

1 郵便入札の概要

郵便入札の対象案件は、公告又は指名通知(以下「公告等」という。)で指定した案件とします。郵便入札を実施する入札は、公告等に定める期限までに、定められた方法により入札書(指定がある場合は積算内訳書を含む)を郵送してください。

2 入札書の提出方法

- (1)一般書留、簡易書留又はレターパックプラスのいずれかの方法により、公告等で指定する期日までに指定する場所へ到着するように郵送してください。特定記録郵便やレターパックライト、その他の方法による郵送は無効となりますので、十分注意してください。
- (2)郵便入札に要する費用はすべて入札参加者の負担とします。
- (3)入札書の提出は原則として郵送としますが、郵送が困難な場合等は持参も可とします。持参の場合も公告等で指定する期日までに指定する場所へ封筒に入れて封かんした入札書を提出してください。

3 郵便入札に使用する封筒について(別紙「郵便入札封筒の記載例」を参照)

- (1)入札用の内封筒と郵送用の外封筒の二重封筒とします。
- (2)封筒の規格や大きさは問いません。
- (3)内封筒に記載する事項

- ①案件名
- ②入札参加者の商号又は名称
- ③入札参加者の代表者職名及び氏名

(4)外封筒に記載する事項

- ①宛先住所
 - ②宛先(当該入札案件の契約担当課)
 - ③案件名
 - ④「入札書在中」(朱書き)
 - ⑤差出人の住所
 - ⑥差出人の商号又は名称
 - ⑦差出人の代表者職・氏名
- } ⑤～⑦は裏面

※レターパックプラスで送る場合はレターパックプラスの専用封筒を外封筒に代えることができます。この場合は、①から⑦のすべてを表面に記載してください。

- (5)入札書(指定がある場合は積算内訳書を含む)を入れた内封筒をのり付けし、封かん部分(2か所)に代表者印を押印したものを外封筒に入れて郵送してください。

4 入札書について

- (1)入札書の日付は開札日を記入してください。
- (2)入札書にくじ番号として任意の3桁の数字を記載してください。くじ番号の記載がない

場合(正しく記載されていない場合を含む)は「000」とみなします。
(3)本市に到達した入札書は、書換え、引換え又は撤回することはできません。

5 入札の辞退について

(1)入札を辞退する場合は、入札書提出の期日までに辞退届を提出してください。なお、辞退届の提出は普通郵便でも構いません。

(2)入札書を郵送(提出)した後に入札を辞退することはできません。

6 開札について

(1)開札に立ち会いを希望する場合は、開札時刻までに入札会場へお越しください。

(2)代理人が立ち会う場合は、立会委任状を持参してください。

(3)入札参加者のうち、立ち会いを希望する者がいない場合は、当該入札事務に関係がない職員を立ち会わせて開札を行います。

(4)立会人は、入札が適正に執行されたことを証するため、立会人署名書に署名をします。
(印鑑を持参していただく必要はありません。)

(5)1回目の入札で落札者がいない場合は、2回目の入札を行います(公告等で入札回数を1回とする場合を除く)。2回目の入札を行う場合は、1回目の入札で有効な入札書を提出した者に対して1回目の入札の最低価格、2回目の入札の入札書提出期限、開札日その他必要事項を別途通知します。

(6)落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、入札書に記載された任意のくじ番号を用いてくじにより落札者を決定します。(くじの詳細は別紙「郵便入札におけるくじの方法」を参照してください。)

7 入札の無効について

次のいずれかに該当する入札は無効とします。入札の無効については、「吹田市郵便入札心得書」第10条も参照してください。

(1)指定する方法によらず入札書を郵送した入札

(2)指定する期日を過ぎて到着した入札

(3)1つの内封筒に複数の案件の入札書を同封した入札

(4)同一の入札案件について複数の入札書を提出した入札

(5)その他、指定した条件に違反した入札

8 入札結果の通知

落札者を決定したときは、速やかにその旨を落札者へ連絡します。

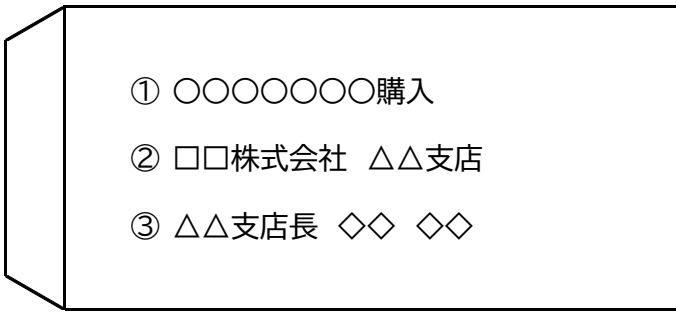
9 異議の申し立て

入札参加者は、入札条件の不知又は内容の不明を理由として異議を申し立てることはできません。郵便事故等により入札書が提出期限までに到着しなかった場合も同様とします。

郵便入札封筒の記載例

内封筒

[表]



※内封筒に封入する書類

- ・ 入札書
- ・ 積算内訳書(指定がある場合のみ)

- ① 案件名を記入
- ② 商号又は名称を記入
- ③ 代表者職・氏名を記入

[裏]

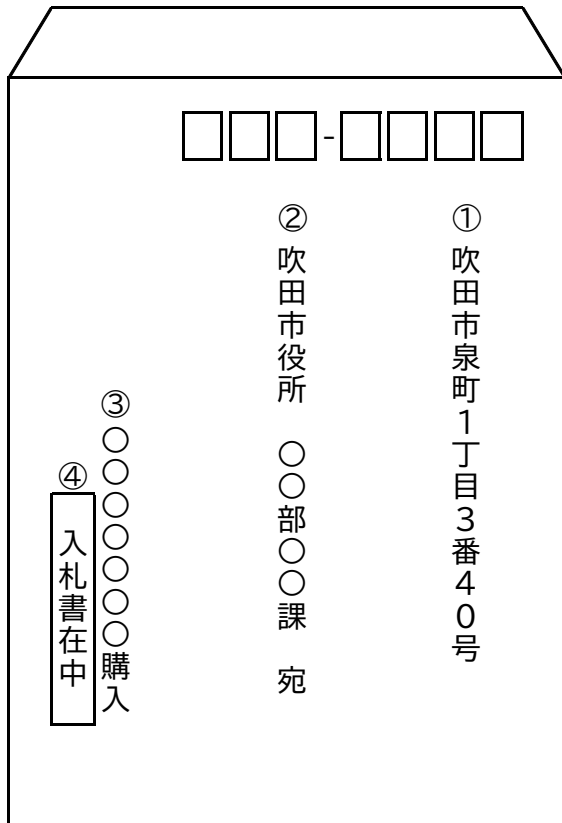


のり付けし、封かん部分2か所に押印

← ※入札書に押印した代表者印で押印

外封筒

[表]



※外封筒に封入する書類

- ・ 内封筒

- ① 宛先住所を記入
- ② 宛先(契約担当課)を記入
- ③ 案件名を記入
- ④ 「入札書在中」と記入(朱書き)

[裏]

- ⑤ 差出人の住所
- ⑥ 差出人の商号又は名称
- ⑦ 差出人の代表者職・氏名

※レターパックプラスの場合は①から⑦のすべてを表面に記載

郵便入札におけるくじの方法

郵便入札において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、入札書に記載された任意のくじ番号(3桁)を用いて、以下のとおり、くじにより落札者を決定します。

1 入札参加者は、あらかじめ入札書に任意のくじ番号(000～999の3桁)を記載します。くじ番号の記載がない場合(正しく記載されていない場合を含む)は、「000」とみなします。

2 以下の手順によりくじを行います。

(1)くじの対象となる者を入札参加有資格者名簿の業者番号の小さいものから順に並び、0から順に番号を付与します。(一般競争入札において、入札参加有資格者名簿に登載がない者が入札に参加する場合は、(株)(有)などを除いた事業者名称の五十音順とします。)

(2)くじの対象となる者の任意のくじ番号の合計を、くじの対象となる事業者数で除算します。この時の余りを当たり番号とします。

(3)当たり番号と(1)で付与した番号が一致する事業者を落札者とします。

(例)落札者となるべき同価格の入札をした者が3者ある場合

| 入札参加有資格者名簿の業者番号 | 番号 | 事業者名称 | 入札書に記載のくじ番号 |
|-----------------|----|-------|-------------|
| 1000123456 | 0 | A株式会社 | 202 |
| 1000234567 | 1 | B株式会社 | 567 |
| 1000345678 | 2 | C有限会社 | 999 |

くじ番号の合計 $202+567+999=1768$

くじの対象となる事業者数 3

$1768 \div 3 = 589$ 余り 1

計算の結果、余りが1となるため、番号が「1」のB株式会社が落札者となります。